NO. 17

ヴェネズエラ
青年海外協力隊派遣
要請背景調査報告書

平成13年12月

JICA LIBRARY
J1168559(1)

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

青海二
JR
02-02

ヴェネズエラ
青年海外協力隊派遣
要請背景調査報告書

平成13年12月

国 際 協 力 事 業 団
青年海外協力隊事務局

1168559[1]

序　文

ヴェネズエラ国は協力隊派遣国の中では国民一人あたりのＧＮＰが約3,500ドルと比較的高く、いわゆる中進国ですが、貧富の格差が大きく、国民の約８割が貧困層に属していると言われています。平成１２年に発足した現政権は貧困層への支援を重点政策と位置づけており、草の根レベルで地域住民とともに活動を展開する協力隊の派遣が期待されています。

平成１２年４月、ヴェネズエラ国政府は日本国政府に対し青年海外協力隊の派遣に係る正式要望を表明しました。それを受けて、同年９月には協力隊事業説明および派遣取極（Ｅ／Ｎ）署名に際しての免税、免責事項などの確認等を目的とした事前調査団を派遣しました。その結果、同年１０月５日に青年海外協力隊派遣取極の署名交換が行われました。

今般の要請背景調査団は、各配属予定先から出されている派遣要請案件について、その要請背景調査、およびヴェネズエラ国の受け入れ体制の再確認、新たな隊員派遣要請先の調査、隊員活動をする上での治安状況、医療体制、生活環境等について調査を行うことを目的として派遣しました。

本報告書は、上記調査団による調査結果を取りまとめたものですが、今後隊員派遣を開始するにあたり、派遣計画策定の資料として、広く関係者に活用されることを期待します。

最後に、この調査団を派遣するにあたり、ご協力いただいた在京ヴェネズエラ大使館、現地日本大使館をはじめ、国内外の関係各位に深甚なる謝意を表するとともに、今後とも本事業に対し格別のご支援をお願いする次第です。

平成１３年１２月

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局
事務局長　金子　洋三

目　　次

序文
目次
地図
写真

1　調査団の概要 …… 1

1－1　調査団派遣の経緯と目的 …… 1
1－2　調査団の構成 …… 1
1－3　調査日程 …… 2
1－4　主要面談者 …… 3
1－5　調査方法 …… 5

2　調査結果要約 …… 5

2－1　社会一般事情 …… 5
2－2　国家開発計画、ＪＩＣＡ国別援助計画 …… 5
2－3　生活一般事情 …… 6

3　ヴェネズエラ国概要 …… 7

3－1　主要統計データ …… 7
3－2　行政機構 …… 8
3－3　主要産業 …… 9
3－4　日本との関係 …… 9

4　要請背景調査結果 …… 10

4－1　当該国における開発の方向性と重点分野 …… 10
4－2　ＪＩＣＡ援助重点分野 …… 11
4－3　他国ボランティア援助機関の派遣方針 …… 13
4－4　ＪＩＣＡボランティア派遣方針 …… 13
4－5　公式要請合意案件等一覧 …… 16

5　生活環境等調査結果 …… 17

5－1　事務所物件 …… 17
5－2　物価状況 …… 18
5－3　治安状況 …… 19
5－4　医療事情 …… 19
5－5　通信事情 …… 20
5－6　現地語学訓練 …… 20

附属資料 …… 23

1　交換公文 …… 23
2　受入希望調査表 …… 33
3　参考資料一覧 …… 53

Caribbean Sea
Martinique (FR.)
Fort-de-France
SAINT LUCIA
Castries
SAINT VINCENT AND THE GRENADINES
Kingstown
BARBADOS
Bridgetown
Saint George's
GRENADA
Aruba (NETH.)
Oranjestad
Netherlands Antilles (NETH.)
Willemstad
Puerto Bolívar
Riohacha
Golfo de Venezuela
Coro
FALCÓN
Maracaibo
ZULIA
Lago de Maracaibo
LARA
Barquisimeto
Valera
TRUJILLO
Guanare
PORTUGUESA
Barinas
BARINAS
Mérida
MÉRIDA
TÁCHIRA
San Cristóbal
Cúcuta
Valledupar
Puerto Cabello
Valencia
Caracas
DISTRITO FEDERAL
La Guaira
Los Teques
San Juan de los Morros
San Carlos
COJEDES
GUÁRICO
Isla la Tortuga
NUEVA ESPARTA
Isla de Margarita
La Asunción
Cumaná
Barcelona
SUCRE
Maturín
MONAGAS
Tucupita
DELTA AMACURO
Curiapo
Port-of-Spain
TRINIDAD AND TOBAGO
Tobago
Trinidad
Golfo de Paria
NORTH ATLANTIC OCEAN
ANZOÁTEGUI
Ciudad Guayana
Ciudad Bolívar
Ciudad Piar
Guasipati
Bochinche
Tumeremo
El Dorado
La Paragua
Caicara
Cabruta
San Fernando
APURE
El Amparo
Arauca
El Jobal
BOLÍVAR
Puerto Ayacucho
San Juan de Manapiare
Santa Elena de Uairén
Caracas
COLOMBIA
San Fernando de Atabapo
AMAZONAS
Esmeralda
Puerto Inírida
Vila Brasil
Boa Vista
Lethem
Río Orinoco
Río Caroni
Río Caura
Río Negro
Río Branco
Río Amazonas
GUYANA
Georgetown
Paramaribo
Cayenne
BRAZIL
Venezuela
International boundary
State-level boundary
National capital
State-level capital
Railroad
Road
0 50 100 150 Kilometers
0 50 100 150 Miles
Transverse Mercator Projection, CM 71 W
802105 (R00677) 4-93

カラカスの風景

カラカスの風景

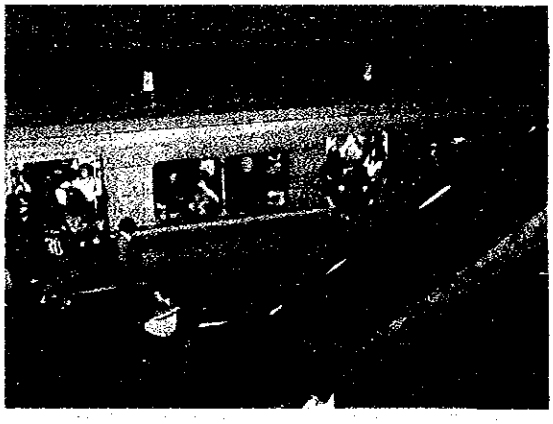

カラカス市内を走る地下鉄

カラカスのショッピングモール

カラカスの市街地

ワークショップ

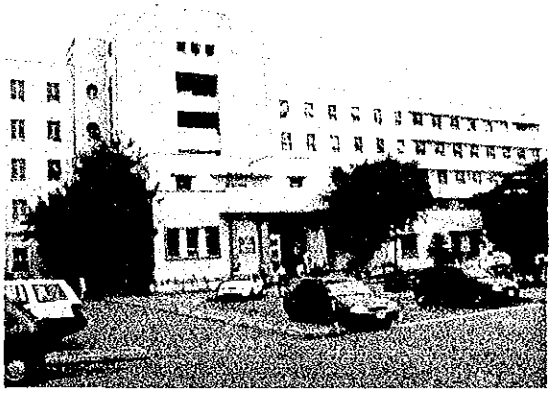

マリオ・アントニオ・ピネダ病院

マリオ・アントニオ・ピネダ病院での打ち合わせ

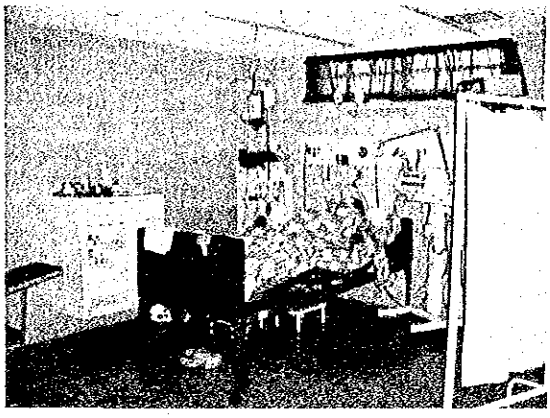

マリオ・アントニオ・ピネダ病院、ＩＣＵ

マリオ・アントニオ・ピネダ病院の看護婦さん

ララ州バルキシメト市風景

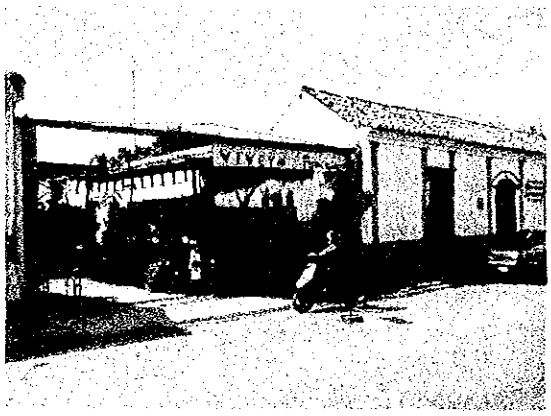

トレエンセ青年能力開発財団

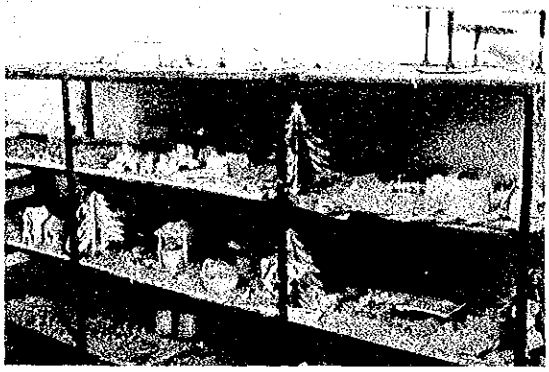

トレエンセ青年能力開発財団　陶芸作品

トレエンセ青年能力開発財団　アロエ畑

メリダ州ラ・アスリータ町（INCE付近の町）

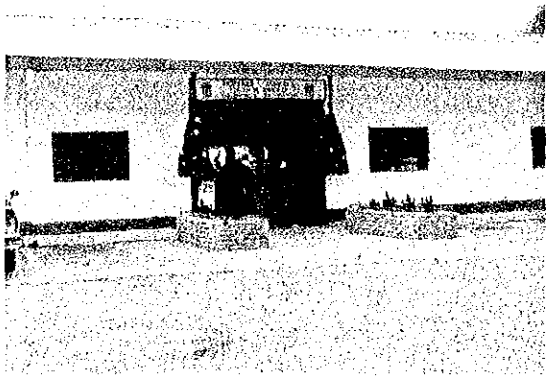

INCE（ラ・アスリータ支部）

INCE　学生居室（ラ・アスリータ支部）

INCE　牧場（ラ・アスリータ支部）

INCE　牧場施設

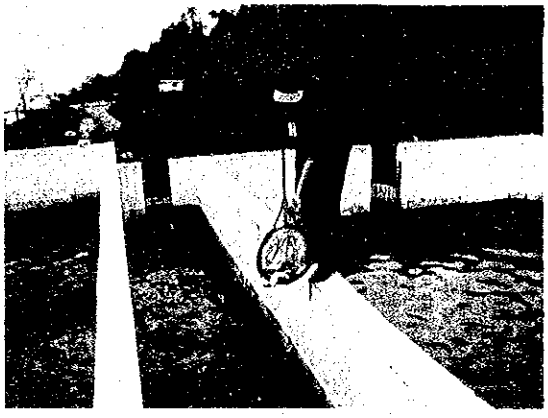

INCE　ニジマス養殖場

INCE　養鶏場

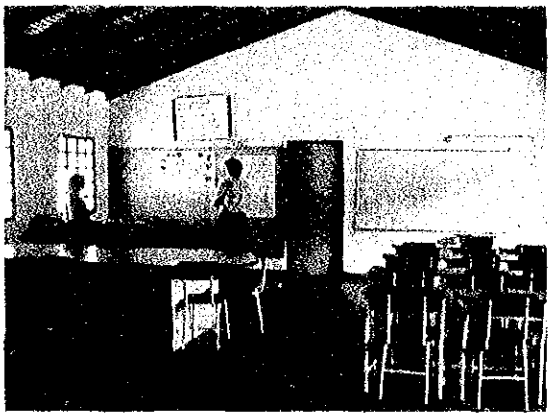

Fe　y　Alegria運営の小学校

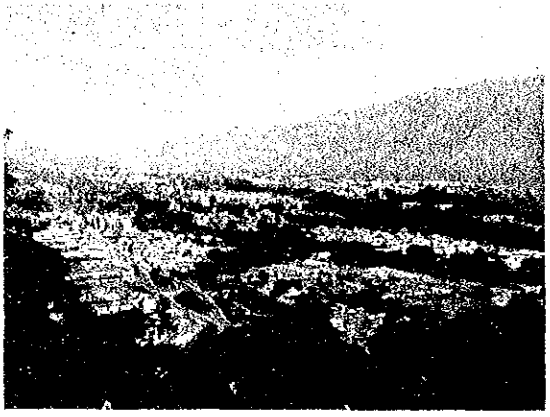

メリダ州メリダ市全景

メリダ州メリダ市の村の風景

1　調査団の概要

1－1　調査団派遣の経緯と目的

ヴェネズエラ国（正確にはヴェネズエラ・ボリヴァル共和国、以下「ヴェ」国）は、１人あたりのＧＮＰが約3,500ドルと該当地域の中では高く、いわゆる中進国ではあるが、貧富の差が大きく、国民の約８割が貧困層に属していると言われている。特に、農・漁村部では保健医療、職業訓練、一般基礎教育の立ち遅れが顕著となっている。

１９９９年２月に発足した現政権は貧困層への支援を重点政策と位置づけており、草の根レベルの活動を展開する青年海外協力隊派遣は、農村、漁村地域等での多様なニーズに充分対応出来、また、貧困地域以外でも「ヴェ」国のような中進国では例えば、福祉分野、教育分野等では協力隊活動による成果が期待出来、その派遣の意味が十分に期待される。

そのような状況の中、1999年４月に「ヴェ」国より派遣要請が出され、同年９月には協力隊事業説明および派遣取極（E/N）締結に際しての免税、免責事項などの確認等を目的とした事前調査団を派遣した。その結果を踏まえ、同年10月5日にE/Nの署名が行われた。

本調査では、各配属先から出されている具体的な派遣要請案件について、その要請背景調査、及び「ヴェ」国の受け入れ体制の再確認、新たな隊員配属先の調査を行うことを目的として、調査団を派遣するものである。

1－2　調査団の構成

調査団の構成

団員

総括・企画　前田　英男　　青年海外協力隊事務局海外第二課課長代理

派遣計画　　高砂　大　　青年海外協力隊事務局海外第一課

現地同行者

塚本明広　　派遣専門家（開発計画）　　ヴェネズエラ国企画・開発省

1－3　調査日程

青年海外協力隊要請背景調査団　調査日程

日順	月　日	行　　程	宿泊地
1	11月29日(木)	東京→メキシコシティー	メキシコシティ
2	11月30日(金)	メキシコ滞在 （国別事業実施計画に係るメキシコ事務所との打合せ）	メキシコシティ
3	12月1日(土)		
4	12月2日(日)		
5	12月3日(月)	メキシコシティー→マイアミ→カラカス 17：41　カラカス空港到着(AA937) 18：40　ホテル（HOTEL EL CID）到着	カラカス
6	12月4日(火)	09：30　大使館表敬 11：30　企画開発省国際技術協力局表敬、調査に係る確認 14：00　事務所予定物件調査 15：30　外務省経済協力局表敬、調査に係る確認	カラカス
7	12月5日(水)	09：30　企画開発省到着（ワークショップ会場準備、リハーサル） 10：00-　企画開発省における協力隊事業に関するワークショップ 10：00-12：00　JOCV事業概要紹介 14：00-14：40　我が国の技術協力紹介 14：40-15：30　隊員受入留意事項、中南米における隊員活動事例紹介 15：30-16：00　質疑応答 18：30　JICA専門家との情報・意見交換	カラカス
8	12月6日(木)	07：30　カラカス空港発（R7-710便⇒8：10バルキシメト空港着） 09：00　公立マリア・ピネダ病院調査（厚生省ララ州事務所代表者との協議を含む） 11：30　トレエンセ青年能力開発社会財団（NGO）調査 15：00　ララ州生活環境調査	バルキシメト
9	12月7日(金)	08：40　バルキシメト空港発（VH130便⇒9：10エル・ビヒア空港着） 10：30　INCEラ・アスリータ農業研修センター調査 15：00　メリダ州水資源公社調査 19：30　生産貿易省メリダ州事務所所属オスカル農業技師との意見交換	メリダ
10	12月8日(土)	09：00　ロス・アンデス大学付属病院調査 11：30　大衆教育キャンペーン会（NGO Fe y Alegria）調査 14：30　メリダ州生活環境調査 16：30　メリダ空港発（S3-520便⇒17：45カラカス空港着）	カラカス
11	12月9日(日)	生活環境調査	カラカス
12	12月10日(月)	09：00　カラカス市内生活環境調査 14：00　大使館報告	カラカス
13	12月11日(火)	09：01　カラカス発(AA936)→12：57ニューヨーク着	ニューヨーク
14	12月12日(水)	12：10ニューヨーク発(JL005)→	
15	12月13日(木)	16：15東京帰着	
	宿泊先	メキシコシティ：HOTEL SAN MARINO　tel:5525-4886 カラカス　：HOTEL EL CID　tel:263-26-11 バルキシトメ　：HOTEL HILTON　tel:0251-2564111 メリダ　：HOTEL LA PEDREGOZA　tel:0274-266-3181 ニューヨーク　：HOTEL THE KITANO　tel:212-885-7000	

1－4　主要面談者

1－4－1 主要面談者、及び現地調査機関

氏名	所属	役職
安居　徹	ヴェネズエラ国日本大使館	ヴェネズエラ国日本大使館一等書記官
塚本　明広	国際協力事業団	派遣専門家（開発計画）
マリア・エウヘニア・マルカノ（Màriac Eugenia Marcano）	外務省 （Direccion General de Economia y CooperacionInternacional）	経済国際協力局国際協力課長
イリアナ・ゴンザレス （Iliana Gonzalez）		二等書記官（日本担当官）
エウヘニア・サデル（Eugenia Sadet）	アントニオ・マリオ・ピネダ中央病院 （Hospital Central Universitario Antonio Mario Pineda）	ララ州事務局長
ヴィクトール・ホセ・ロドリゲス （Victor Jose rodriguez）		病院長
マヌエル・アルヴァレス （Manuel Alvarez）		医師
アグスティン・ダビッド （Agustin David）	トレエンセ青年能力開発財団 （FUNCAMET） （Fundacion para la Capacitacion y mejoramiento Social del Joven Torense）	財団代表
ラモン・ケラレス（Ramon Querales）		コンピュータ技師
オルガ・イバラ（Olga Ibarra）		コンピュータ技師
ノライマ・ロドリゲス （noraima Rodriguez）		青少年活動担当
マヌエル・ピント（Manuel Pinto）		造園担当
ロドルフォ・ピント（rodolfo Pinto）		造園担当
マナウレ・ヴェラ（Manaure Vera）	国立職業訓練学校ラ・アスリータ農業研修センター （INSE:Instituto Nacional de Cooperacion Educativa Centro de Formacion Agropecuaria La Azualita）	アスリータ農業研修センター所長
ラモン・エリアス（Ramon Elias）		農業技師
ヘラルド・コジョス（Gerardo Collos）		農業技師
エリザベス・パルラ（Elizabeth Parla）	メリダ州水資源公社 （Aguas de MERIDA）	事務所長
シモン・ゴンザレス （Simon　Gonzarez）		技師
アレクスィ・イサラ（Alexi Izarra）	生産貿易省メリダ事務所 （Ministerio produccion y El Comercio）	地域開発課長
オスカル・セサル（Oscar Cesar）		農業技師
カルロス・カデナス（Carlos Cadenas）		工業振興コーディネーター
ホセ・ゴジョ・リヴァス （Jose Goyo Rivas）	ロス・アンデス大学付属病院 （Hospital Universitariode Los Andes）	院長
シオリ・トロ・ガヴィディア （Sioly Toro gavidia）	「信仰と喜び（NGO）」 （Fe y Alegria）	
アレイラ・ラミレス（Aleira Ramirez）		
ネルシィ・ラミレス（Nelsy Ramirez）		

1－4－2　ワークショップ参加者一覧

団体	参加者（役職）	電話番号
DGCTI, MPD（企画開発省国際技術協力局）	Nubis Baez（協力政策課日本担当官） Magaly Tesauro（協力実施課日本担当官） Akihiro Tsukamoto（JICA専門家）	507－7880 507－7879 507－7847
INCE（国立職業訓練学校）	Maria de la Fe Lopez（国際協力課職員）	633－1599
MSDS（厚生省）	Glady Yanez（国際協力局職員）,	481－2848／ 482－7146
M. de Educacion(文部省)	Ana Pino Pasquier Carlos Domingues	564－15－08
Fundacion Polar（ポラル財団）	Higinia Marin Elizabeth Monascal	202－7587
FUNDACEA	Luis Guillermo（代表）	285－3946
FUNCAMET（トレエンセ青年能力開発社会財団）	Agustin Ibarra（財団代表）	0252－421－5268 0416－652－0422
Direccion de Cooperacion, MPC（生産貿易省国際協力局）	Camilo Tremon（国際協力局職員）, Lenys Rosales（国際協力局職員）	571－6383
INIA（国立農漁業研究院）	Francisco Morales（研究員）	0243－283－12－12
CIARA	Carlos Santos(地域開発担当)	508－46－59
ANGOSTURA（アンゴストゥラ能力開発財団）	Brisaida de Gascon（財団代表）	0285－632－1979
FIPAN（Federacion Instituciones Privadas de Atencion a la Familia)	Nubia Lagua（ボランティア・プログラム担当）	578－11－10
SACT	Evaristo Jimenez	0268－252－68－93
REDSOC	Consuelo Morillo	202－75－40
Maticola, Edo. Falcon（ファルコン州水資源公社）	Reniexe Molina（公社社長）	0268－252－8423
FUDEP	Egaly Lopez	872－16－31
Centro de Salud en Edo.Lara（厚生省ララ州事務局）	Manuel Alvarez	0251－252－2394
Min. Relaciones Exteriores（外務省経済協力局）	Iliana Gonzalez	806－12－42
INPARQUES（環境天然資源省国立公園管理局）	Maria Alejandra Bastardo	0416－8080－710
Atendo Ecologico del Orinoco	Ricardo Aquino	0414－853－22－48
CIEPE MCT	Ali Bravo M	04140239－36－71
Difensa Civil Nacional	Simon F Pacheo	662－32－05
Desarrollo Social y FUS Edo.Falcon	Herman Marin	0268－252－64－91

1－5　調査方法

今回の調査団では、各予定配属先での現地調査に先立って、受入窓口機関企画・開発省において、協力隊受入に対して興味を持っている諸機関に集まってもらいワークショップを開催した。その目的は協力隊事業の概要説明を再度行うことと、それぞれに機関が協力隊受入に際し準備しなければならないことの再確認をすることであった。また、「ヴェ」での協力隊による国際協力のニーズ、どのような分野、機関が協力隊の受け皿となりうるのかを把握するためであった。同時に、日本国側の協力隊参加希望者の傾向及びどのような職種が効果的に派遣できるかということを「ヴェ」側に説明し、理解を求めた。

現時点で協力隊を要請している組織に対しては配属先の概要、受入準備、予定される隊員の活動内容、住居等を含む安全面に関しての調査を行うと共に、隊員派遣予定地域の交通、保健医療、生活面等の調査も合わせて行った。これらは全て、視察、インタビュー形式で実施した。

2　調査結果要約

2－1　社会一般事情

「ヴェ」は南米大陸の北端にあり、国土は日本の約2.5倍、カリブ海、ギアナ高地、アンデス山脈等の自然に恵まれた国である。また、世界第6位の石油埋蔵国でもあり、南米で唯一石油輸出国機構(OPEC)の加盟国である。石油以外にも、鉄鉱石、ボーキサイト等を産出する資源豊かな国でもある。一方農業は、ヴェネズエラで最も弱い産業であり、石油産業が中心的存在となった1950年代、農業は後に取り返しがつかないほど衰退した。現在、農業を最優先分野と見なし、長期計画の中で石油への依存を軽減し、農村地域の人口を増加させる政策を打ち出している。

1910年代から始まった石油生産によって、それまでカカオやコーヒーの農業生産国であった「ヴェ」国はすっかり変容を遂げる。二度に渡る石油ショックは莫大な富をもたらしたが、同時に経済の弱体化、政府の肥大化、奢侈と貧困、都市問題などの問題を引き起こした。

現在も一人あたりのGNPは約3，500ドルと高く、いわゆる中進国であるが、石油価格の下落から国民の大半が貧困層に属している状況である。特にカラカス首都圏周辺の貧困地域での貧困問題、治安の悪化等は深刻である。

2－2　国家開発計画、JICA国別援助計画

1992年からの具体的計画では、まず第一段階として、軍隊を基礎的社会基盤整備のために活用する。第二段階として、小規模企業の育成、雇用訓練の提供を行う。第三段階として、持続的な開発を実施することを計画している。

現チャベス政権下の国家開発計画では「社会の均衡」、「経済の均衡」、「地域の均衡」を掲げている。「経済の均衡」を促進する一環として、農産物の増産促進、食糧自給率の向上促進、農産物の輸出促進、農地開発の促進、農村地域開発の促進、農民生活の向上等に取り組んでいる。

また、「地域の均衡」促進のため、3つの優先開発軸を設定している。オリノコーアプレ軸（水力、重質油、農牧業、林業の開発を目指す南部河川地域）、東部軸（石油、ガス、金属鉱物資源、ウラン、水産業、林業・林産品加工業の開発）、西部軸（石油、石炭、農林水産業、

一次産品加工業、観光等の開発を目指す西部地域）と、３つの優先開発軸を設定し、重点的な地域開発を目指している。

ＪＩＣＡの国別援助計画では、環境分野において公害対策の強化、環境管理能力の向上等のプロジェクト、社会開発分野では防災・社会基盤整備、保健衛生環境の改善、商工業振興、一次産業向上、行政能力強化等のプロジェクトを行ってきた。

このような状況において、ボランティア事業は、地域的にはメリダ州、ララ州（いずれも西部開発軸）、さらにはボリーバル州（東部開発軸）への隊員の派遣を検討する。

また、協力分野に関しては次の通り。

1）教育分野

教育分野に関しては、青少年への教育、就職を目的とした基礎実践技術訓練を実施する組織がＮＧＯを含め多数存在するので、当面これらの組織へ教育、及び職業訓練サポートへの協力のための隊員を派遣する。技術系（野菜、家畜飼育等）の職種と青少年活動、村落開発普及員、プログラムオフィサー等のソフト系の職種との連携も検討する。

2）保健・医療分野

保健・医療分野に関しては、地方都市中央病院に看護婦（士）隊員を派遣する。また、当病院管轄の地方病院にも隊員を派遣し、中央だけでなく地方での地域医療分野での協力を行う。地域間格差の是正の一手段として、地域医療ネットワークの確立への協力が可能であると考える。

3）コミュニティー開発分野

コミュニティー開発分野に関しては、「ヴェ」国からも強く期待されているが、国内のコミュニティー地域での技術指導以外の面（組織化、小規模金融等）の社会開発への取り組みの状況を、もう少し調査してから派遣を検討する。首都圏周辺（カラカス周辺）のスラム地域での協力隊の必要性も十分にに考えられるが、「ヴェ」国自身の取り組み、ＮＧＯ等の活動内容等を精査し、かつ、隊員活動を行う上での環境の整備（安全確保等）を準備した上で慎重に対応すべきである。

２－３　生活一般事情

首都カラカス、及び首都圏には人口も集中し、物価もやや高い。また、治安状況に関しても首都圏の貧困地域を中心に凶悪犯罪が増加中である。しかしながら、隊員の活動が予定されている地方都市は、生活環境に関しては何ら問題もなく、かつ治安状況に関しても最低限の安全対策を怠らなければ、犯罪に巻き込まれる心配は少ないと思われる。医療事情に関しては、アマゾン周辺のジャングル地域を除けば熱帯地域特有の病気に感染する可能性は低いと思われる。

3　ヴェネズエラ国概要

3－1　主要統計データ

	情報・統計	その他（出典元）
国名	ヴェネズエラ・ボリヴァル共和国 (Bolivarian Republic of Venezuela)	
独立記念日	1811年7月5日	
国祭日（名称）	11月8日（独立記念日）	
国旗	上から黄色、青、赤の三色。中央に７つの白い星が円弧を描く。	
首都（首都人口）	カラカス（人口：386万人）	2001年6月現在
国人口	２３７０万人	2001年6月現在
面積	９１.２万平方キロメートル	
人口密度	26.88人/平方キロメートル	2001年1月（世銀）
人口増加率	2.38%	1980～1999年（世銀）
元首	ウーゴ・チャベス・フリアス大統領	2001年12月現在
通貨（対$交換ﾚｰﾄ）	ボリバル（1＄=738ボリバル）	2001年12月現在
公用語	スペイン語	
民族	混血66%、白人22%、黒人10%、先住民2%	
宗教	大部分がカトリック	
気候	国土全体としては熱帯に位置しながらも、海抜高度によって極めて変化に富んでいる。低地の熱帯性気候から、亜熱帯性気候、温帯性気候、寒帯性気候、高山気候と変化し、さらに4,700メートル以上の山々は万年雪にお覆われている。四季はなく雨季（4～10月）と乾季（11～3月）に分かれている。	
日本との時差	-13時間	
国民総生産	917億ドル	2000年推計（IMF）
国民総生産/人	3.350ドル	1998年推計（世銀）
GDP成長率	0.2%（98‘）、-6.1%（99’）	
失業率	13.9%	2000年

3－2　行政機構

政府機関組織図

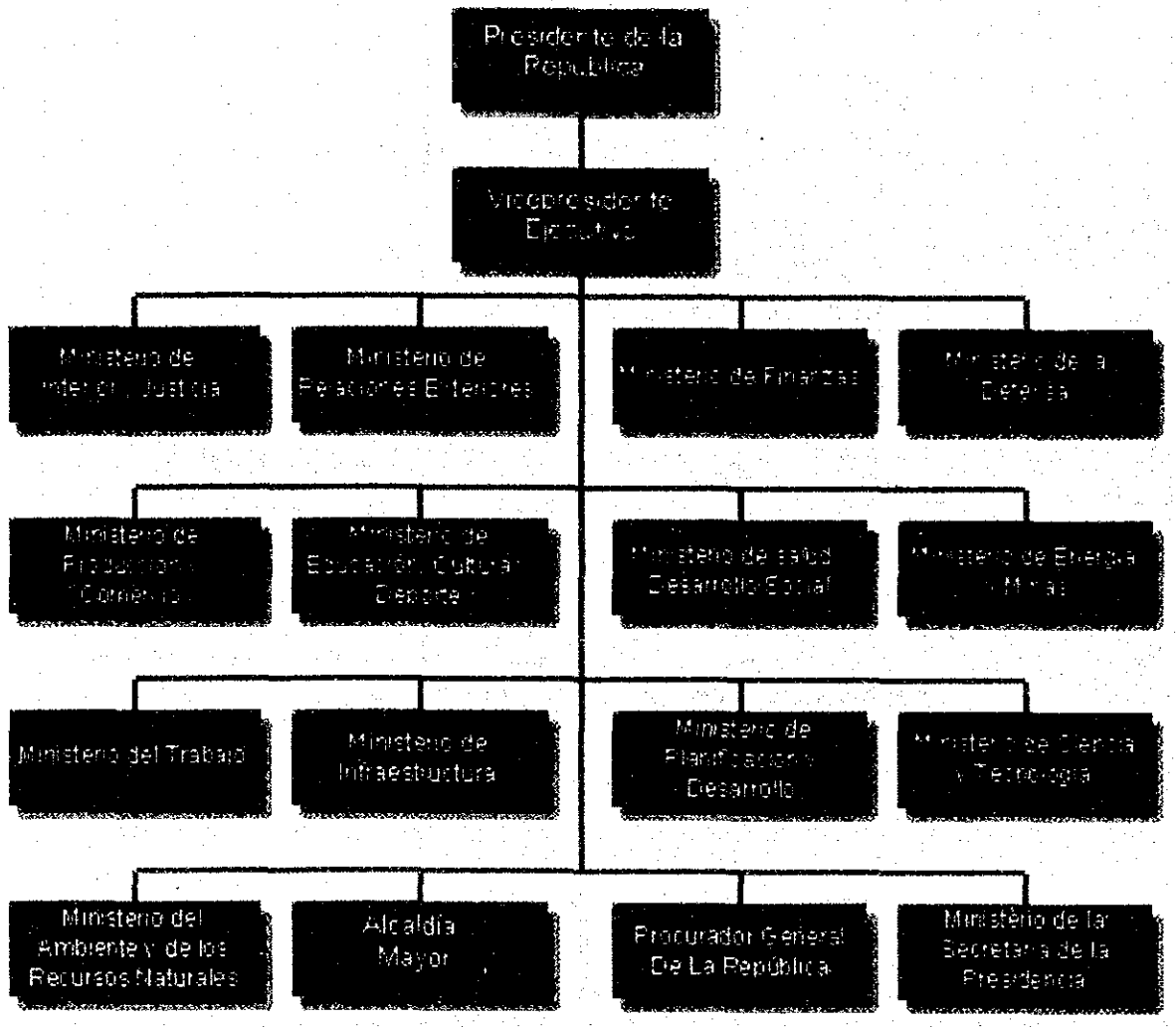

3－3　主要産業

「ヴェ」国の主要産業は鉱工業である。豊富な石油、天然ガスを始め、ボーキサイト、金、鉄鉱石などの鉱物資源を有する国であり、1995年には鉱業部門がGDPの14.5%を占めた。鉱物資源は大部分が国によって管理されてきたが、最近では鉱業部門の発展を目指し、外国の資本を呼び込むための政策が数多くとられている。1991年には採掘活動に関わる税率が60%から30%に引き下げられ、1998年には生産活動を開始するための探索活動については、最初の5年間は付加価値税(VAT)を免除することとなった。

「ヴェ」は世界第6位の石油埋蔵国である。98年時点での石油の確認埋蔵量は730億バーレルであった。加えて、オリノコ地帯には豊富な重油の埋蔵が存在する。1990年代に、国営のPetroleos de Venezuela (PDV)は数々のヨーロッパの企業とパートナーシップを結び、「ヴェ」からの長期の石油および石油製品の供給を約束した。1990年代初頭から生産容量の拡大を図り、巨額の設備投資が行われたが、1990年代半ばからの石油の国際価格の低迷により、投資は減少傾向を見せた。世界有数の石油会社としての地位を維持するため、PDVは民間資本の導入に積極的になった。石油産業の自由化は生産増加に大きく貢献した。しかし、1998年後半から石油価格が低迷し始め、PDVは再び投資の見送りやプロジェクトの停止などを余儀なくされた。

鉄鉱石は石油に次いで「ヴェ」で産出量の多い鉱物資源である。国内での鉄鉱石の採掘活動は75年に国営化された。過去20年間で、鉄鉱石の生産活動は世界的な鉄の需要の拡大を背景に急速に発展していった。鉄鉱石の埋蔵は18億トンと推定されており、金と同様グアジャナ地域に集中している。通常、生産高の50?55%は輸出されているが、今後は国内需要も拡大していくものと見込まれている。

「ヴェ」国内の採掘可能な金の埋蔵は10万トンと見られているが、その大部分がGuayana地域に集中している。同国の金の生産は設備の老朽化や無許可の採掘の増加などで、最近では伸び悩んでいる。カルデラ政権は外国からの直接投資を活発化させ、金の生産量を15年間で年間10トンから50トンへと増加させる計画をたてた。このため、法の改正や採掘権の許可の手続きを透明化するなど採掘活動環境の改善を図った。

農業は、「ヴェ」で最も弱い産業である。石油産業が中心的存在となった1950年代、農業は後に取り返しがつかないほど衰退した。1998年、農業のGDPに占める割合は4.7%であるが、雇用においては更に重要な役割を果たしており、就労人口の12%を雇用している。また、国土の24%は農地である。

同国はほとんどの農産物が自給に至っておらず、食糧の64%を輸入している。農業収入の中で、牛の牧畜が50%を占め、その他に穀物、果物、野菜、乳製品、家禽飼育（40%）や、林業、水産業（10%）が続いている。農業は優先的な待遇や多額の助成金を得ているが、それにもかかわらず、非効率な経営や市場売買、生産者価格の低さ、資本の不足、時代遅れの生産技術等、依然として多くの課題が残されている。

3－4　日本との関係

1938年　外交関係開設
1952年　外交関係再開
1988年　ルシンチ大統領訪日（国交樹立50周年）
　　技術協力協定締結
1992年　皇太子殿下ヴェネズエラ訪問

1999年　チャベス大統領訪日（非公式）
　　青年海外協力隊派遣取り決め（1999年10月5日）

4　要請背景調査結果

4－1　当該国における開発の方向性と重点分野

1940年以降石油の富の流入で、ラテン・アメリカの国としては厚い中流階層が生まれ、彼等は豊かな生活を享受してきた。しかし、1980年代の石油価格の急落などによる経済停滞および構造調整政策の導入によって中流階層の没落が生じ、貧困層が増大した。

石油の富による繁栄や農業軽視政策などにより、農村地域から主としてカラカスへ大量の人口が流入した。都市部では、スラムの急増、住宅不足、水不足、公衆衛生施設の不足、交通事情の劣悪化などが進み、低所得者層に打撃を与えている。カラカス首都圏では住民の7割以上がランチョと呼ばれる貧民街に住んでおり、犯罪の温床ともなっている。貧困化を背景に強盗、自動車盗、殺人などの犯罪が激増し、治安は極めて悪化している。

1992年からの具体的計画では、まず第一段階として、軍隊を基礎的社会基盤整備のために活用する。第二段階として、小規模企業の育成、雇用訓練の提供を行う。第三段階として、持続的な開発を実施することを計画している。また、大統領就任中の経済目標として次の６項目をあげている。

１）経済の多角化を推進し、石油への依存を軽減する。
２）農業の５分野を重点項目に指定する。
３）売上税・奢侈税を廃止し、付加価値税を導入する。
４）税法を改正する。
５）税監督庁を大統領直属とする。
６）債務返済に前向きに取り組む。

現チャベス政権下の国家開発計画では「社会の均衡」、「経済の均衡」、「地域の均衡」を掲げている。「社会の均衡」の促進を目的として、保健・教育等の生活環境の充実、地域農業振興等の国民所得改善、住民組織強化等の国民の社会参加促進の実施を計画し、「経済の均衡」を促進する一環として、農産物の増産促進、食糧自給率の向上促進、農産物の輸出促進、農地開発の促進、農村地域開発の促進、農民生活の向上等に取り組んでいる。また、「地域の均衡」促進のため、前述の３つの優先開発軸を設定し、重点的な地域開発を目指している。

なお、本調査を実施するにあたり、在京「ヴェ」大使館への表敬及び情報収集のためのヒアリングを行った結果は以下のとおりであった。

1960年代の石油景気の時代を頂点に現在は不況であり、貧困層の急増と貧富の格差の広がりが最大の社会問題となっており、協力隊員の派遣による社会開発、村落支援、社会的弱者支援等は非常に重要でインパクトの強いものと判断する。

治安状況については首都圏及びその周辺、並びに近郊三県については事件等も多く、特に都市部周辺地域の斜面に形成されているスラム地域（通称ランチョと呼ばれている）では注意を要する。また、コロンビアとの国境付近、東部の国境付近でも治安状況は不安定である。一方、それ以外の地方都市では治安状況に問題はない。

4－2　JICA援助重点分野

協力の重点分野として、同国の経済改革、環境保全、社会セクター及び防災等の分野とし、人材開発を中心とした協力を行っている。また、行政、保健・医療、運輸・交通、社会基盤など幅広い分野で研修員受入、専門家派遣等を行っており、開発調査は河川、鉱工業分野で実施している。

具体的には、環境分野において公害対策の強化、環境管理能力の向上等のプロジェクト、社会開発分野では防災・社会基盤整備、保健衛生環境の改善、商工業振興、一次産業向上、行政能力強化等のプロジェクトを行ってきた。

参考資料として次ページに最近５カ年の我が国の対ヴェネズエラ経済・技術協力実績を掲載しておく

我が国の対ヴェネズエラ経済・技術協力実績（参考資料）

2002年1月11日JICA南米課

プログラム	開発課題	我が国（JICA）の協力案件	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	備考	過去の主な案件
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
環境保全プログラム	公害対策の強化（ブラウン・イシュー）	開発調査「ツイ川上・中流域環境改善計画調査」						98.9 本格調査開始、00.10Final Report（水質・汚濁調査）MARN	
		長期専門家「大気汚染対策」2名						97.07-99.03 及び 99.09-00.08	
		専門家「湖の水質保全対策セミナー」（4名）						98.9-10	
		長期専門家「湖の総合的水質改善対策」						96.04-00.04	
		当該分野における本邦研修者数	2	3	3	1			
		当該分野における第三国研修者数		1	1				
	環境管理能力の向上（グリーン・イシュー）	専門家「環境分析手法」						97.9-97.11	
		長期専門家「河川水理学」						96.06-99.06	
		当該分野における本邦研修者数	2	3	1	3	1		
		当該分野における第三国研修者数		1	1	2	1		
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
防災・社会基盤整備プログラム	防災を視野に入れた国土利用計画の推進及び社会基盤の整備	開発調査「オリノコ川河川総合改修計画調査」						98.9 本格調査開始、00.10Final Report（河川流域減化、砂防）MARN	単独機材供与 1984「地震工学用機材」
		開発調査「アプレ川河川総合改修計画調査」						00.3 本格調査開始、02.9Final Report	
		第一次砂防専門家チーム4名						2000.2.1-2.14	開発調査 1982「パレンシア湖開発計画調査」
		第二次砂防専門家チーム10名						2000.3.13-3.26	
		道路専門家チーム4名						2000.4.5-6.4	
		長期専門家「河川工学」2名						93.12-96.6 及び 99.05-02.04	
		専門家「河川・砂防工学セミナー」（3名）						97.07-08	開発調査「チャマ川流域防災計画」
		長期専門家「砂防工学」						95.05-97.11	
		緊急無償豪雨災害				0.81		（億円）	
		草の根「豪雨災害・復旧輸送計画」				0.10		2001年度防災セミナーに係る短期専門家4名投入予定	
		当該分野における本邦研修者数	5	3	6	1	2		
		当該分野における第三国研修者数	2	3	2	2	3	主に「構造物耐震設計」	
保健衛生改善プログラム	（保健）衛生環境の改善	個別一般研修「難聴予防・治療」				1			プロ技 1982－1988「消化器系癌対策」
		個別一般研修「ガン対策」		1					
		当該分野における本邦研修者数	2	1	2	1	2	個別を除く	
		当該分野における第三国研修者数	4	2	1	1			
商工業振興プログラム	人的資源の開発（教育及び職業訓練の充実）	専門家「職業訓練（電子工学）」						99.01-03（1名）、00.01-02（2名）	
		文化無償「国立図書館機材供与」	0.43					単位：億円	
		文化無償「国立オーケストラ楽器供与」		0.50					
		文化無償「テレサ・カレーニョ劇場音響機材」			0.50			2001年度職業訓練（電子工学）専門家2名投入予定	
		当該分野における本邦研修者数	1	1	2	2			
		当該分野における第三国研修者数	1	2	1	1	2		
	雇用吸収可能な中小産業の育成	ヴェネズエラ中小企業振興計画						本格調査 2001.02—	開発調査3件「コークス炉建設計画」「タチラ州炭田開発計画」「港湾技術訓練センター建設計画」「オリノコ・ヘビーオイル軽質化計画調査」
		当該分野における本邦研修者数	9	11	3		1	（工業技術関連、投資促進等）	
		当該分野における第三国研修者数	2	4	5	8	5		
	情報技術の向上								
		当該分野における本邦研修者数	3	2	3	6	4		
		当該分野における第三国研修者数		1			1		
一次産業振興プログラム	農牧業及び農牧産品加工業の育成	専門家「稲作対策」						99.01-07	
		「リンゴ病虫試験事業」害虫						96年度短期専門家3名派遣	
		当該分野における本邦研修者数	2	1	1				
		当該分野における第三国研修者数	2	1					
	漁業開発及び水産品加工業の振興	長期専門家「小規模漁業漁具漁法」						98.6-00.12	
		長期専門家「水産加工技術及び品質管理」						94.8-97.8	
		当該分野における本邦研修者数	3			2	2		
		当該分野における第三国研修者数	4	5	4	3	3		
行政能力強化プログラム	行政能力の向上	長期専門家「開発計画」2名						95.1-98.1 及び 99.3-01.3	
		個別一般研修「国際協力事業紹介」			1				
		当該分野における本邦研修者数	2	6		4	1	個別を除く	
		当該分野における第三国研修者数					1		
	公共事業の円滑な実施								
		当該分野における本邦研修者数	1		2	1		公共インフラ整備関連	
		当該分野における第三国研修者数	2	3	3	1	1	公共インフラ整備関連	

4－3　他国ボランティア援助機関の派遣方針

現在、当国で他国ボランティア団体は活動していない。以前は米国平和部隊（American Peace Corp)、スペインの国際協力庁（AECI）によるボランティア派遣が行われた。米国平和部隊は１０年以上前に派遣を取りやめた。その理由としては、当時の「ヴェ」国は石油収入により南米で最も豊かな国であったため、より低開発な国々へ派遣を変更したという経緯がある。

スペイン国際協力庁によるボランティアも、2001年12月現在では一部のNGOへのスペイン人大学生の実習という形でAECIが関与している以外は派遣形態の協力は行われていない。1999年10月に「ヴェ」国協力隊派遣事前調査団が調査した当時は、２名のボランティアがそれぞれ、組織強化、生産力強化の２分野で活動していた。その活動内容は、プロジェクトの発掘、形成、管理、運営、評価、フォローであり、プログラム・オフィサー的な内容であった。現在派遣中のボランティアは存在しないが、2002年には新規派遣の計画がある模様である。

4－4　JICAボランティア派遣方針

ヴェネズエラ国側のニーズ、そして、日本国側の派遣方針、国内状況を考慮したうえで、効果的な派遣を行う。

「ヴェ」国協力隊受入窓口である企画・開発省国際技術協力局は隊員の活動に対して以下のような期待を持っている。

1）協力隊員には、コミュニティーの住民運動を推進する協力。

2）2001年から2007年の経済開発基本方針で掲げている「社会の均衡」の促進を目的として、「保健・教育等の生活環境の充実」、「地域農業振興等の国民所得改善」、「住民組織強化等の国民の社会参加促進」といった場面での協力。

4－4－1

＜地域＞

前述したとおり、現在、「ヴェ」国は「地域の均衡」促進のため、３つの優先開発軸を設定している。その３軸はオリノコーアプレ軸、東部軸、西部軸である。隊員も同国の開発政策に則った派遣を計画している。

また、隊員の安全確保の観点から、カラカス周辺の首都圏周辺のミランダ州、ヴァルガス州、アラグア州、また、コロンビア国との国境に位置するスリア州、タチラ州、アプレ州、同じく治安に問題のある東部海岸に位置するデルタ・アマクロ州への隊員派遣は当面は困難であると思われる。

このような状況のなか、こちらからの隊員の受入打診に対して積極的な回答のあったメリダ州、ララ州（いずれも西部開発軸)、さらにはボリーバル州（東部開発軸）への隊員の派遣を中心に行う。

4－4－2

＜分野＞

教育分野（青少年への教育、技術指導に対する協力）

「ヴェ」国での1993年における小学校就学率は男子93%、女子96%に対し、中学校就学率は男子29%、女子41%と非常に低い。基礎教育を終了する子供は50%、9年間の初等教育（無償）を終了するものは全体の３分の１である。また、教師の膨大な件数に及ぶストライキや、多

い休暇のせいで生徒は規定された180日の出席日数のうち、平均して90日間しか通っていないのも特徴となっている。1980年には122校の教員養成学校が廃止され、大学が教員を養成することとなり、訓練を十分に受けていない教員が多い。

今回の調査で「ヴェ」国の義務教育（９年間）終了後、あるいは無償にも関わらず義務教育を終了しなかった青少年への教育、就職を目的とした基礎実践技術訓練を実施する組織がＮＧＯを含め、多数存在することが一部明らかになった。そこで、これらの組織へ教育、及び職業訓練サポートへの協力のための隊員を派遣する。

当面は国立職業訓練庁（INCE：ララ州、ボリーバル州）を中心に、またNGOのトレエンセ青年能力開発社会財団（Fundacion para la Cooperacion y Mejoramiento Social del Joven Toreense、FUNCAMET：ララ州)、「信仰と喜び」(Fe y Alegria：メリダ州)、アンゴストゥラ能力開発財団（ANGOSTURA：ボリーバル州）へ対応可能な職種への隊員派遣を展開する。技術系（野菜、家畜飼育等）の職種と青少年活動、村落開発普及員、プログラムオフィサー等のソフト系の職種との連携も検討する。また、ソフト系の隊員によりこれら組織からのニーズを把握したうえで、今後の派遣計画を固めていく必要がある。

将来的にはこれら組織において初等・中等教育の必要性、活動の可能性が認められれば小学校教諭、理数科教師等派遣の可能性もあると考えられる。職業訓練における技術の指導とともに、基礎教育の部分で協力隊が協力できる部分も大きいと判断する。

教育分野での隊員派遣は前述の「ヴェ」国側からの期待に対応するものでもある。しかしながら、教育、職業訓練を目的とした組織の活動については、更に調査を進めたうえで検討する必要がある。また、教育分野への隊員派遣に関しては、受入先省庁である「ヴェ」国教育省との更なる協議が必要である。

4－4－3

保健・医療分野

全体的に判断し、「ヴェ」国における医療技術は低くない。今回の調査で訪問した２つの病院も非常に大きく、設備も充実していた。しかしながら、技術的な部分以外での看護方法や地域医療システムの確立等においては、十分に隊員の協力できる分野であると考えられる。

当面はアントニオ・マリオ・ピネダ中央病院（ララ州）に看護婦（士）隊員を派遣し同病院からの要請である集中治療室(ICU)での協力を行う。また、当病院管轄の地方病院にも隊員を派遣し、中央だけでなく地方での地域医療分野での協力を行う。地域間格差の是正の一手段として、地域医療ネットワークの確立への協力が可能であると考える。

保健・医療分野も前述の「ヴェ」国側からの期待に対応するものである。必要に応じ同分野、同地域での協力内容の調査を目的として、医療・保健分野での一般短期隊員の派遣も有効と思われる。その結果を踏まえて、看護婦（士）以外でも保健婦、福祉関係の保健分野での効果的な隊員派遣も考えていく。

4－4－4

その他

村落開発（コミュニティー開発）分野での協力隊の活動は「ヴェ」国からも強く期待されている。しかしながら、コミュニティー地域での技術指導以外の面（組織化、小規模金融等）の社会開発への取り組みの状況について詳細に調査を実施してから派遣を検討する。今回の短期間のワークショップ、現地調査では実際にコミュニティー開発の現状をつかむことが出

来なかった。生産・貿易省の農業技師によると、ここに小規模社会開発をフォローしているFONDEMI（マイクロファイナンス開発基金）、Banco de Mujer（女性銀行）、Banco de Pueblo（国民銀行）、CIARRA基金等の組織（NGOを含む）も複数有ることは確認できている。

また、首都圏周辺（カラカス周辺）のスラム地域でコミュニティー開発を実施している組織は存在し、同地域、同分野での協力隊の必要性は十分にに考えられる。しかし、「ヴェ」国の政策、現在どのようなプロジェクトを政府レベル、もしくはNGOが実施しているのかを精査し、かつ、隊員活動を行う上での環境の整備（安全確保等）を準備した上で慎重に対応すべきである。

また、隊員を新規派遣するにあたり、一般短期隊員の活用が有効であると判断する。農業分野、保健医療分野、コミュニティー開発分野等の経験を持つ一般短期隊員を派遣することにより、それぞれの分野での「ヴェ」国で求められる技術レベル、具体的活動内容の調査が実施できる。また、一般短期隊員が配属予定先において実際に活動を行い、協力隊の活動内容の紹介、隊員活動のための環境作りを行うことも効果的である。一般短期隊員の派遣を要請開拓のための派遣にとどめることなく、新規派遣国においては今後の隊員活動の土台作り、派遣計画のために活用することが効果的だと考える。

2002年～2003年における派遣計画

派遣分野	職種	派遣人数	派遣期間
農林水産部門	野菜	4名/年（計8名）	2002年12月～2005年12月
	家畜飼育	4名/年（計8名）	2002年12月～2005年12月
	養殖	1名/年（計2名）	2002年12月～2005年12月
	農業土木	1名/年（計2名）	2002年12月～2005年12月
	村落開発普及員	２名/年（計4名）	2003年4月～2005年12月
保健医療部門	看護婦	3名/年（計6名）	2002年12月～2005年12月
	保健婦	3名/年（計6名）	2003年4月～2005年12月
教育文化部門	青少年活動	3名/年（計6名）	2002年12月～2005年12月
	プログラムオフィサー	2名/年（計4名）	2003年4月～2005年12月
	家政	２名/年（計4名）	2002年12月～2005年12月
	手工芸	２名/年（計4名）	2003年4月～2005年12月
	陶芸	２名/年（計2名）	2002年12月～2005年12月

＊一般短期隊員も効果的に派遣可能。

4－5　公式要請合意案件等一覧

配属先名	所属官庁名	都市	職種	要請書	調査結果
INCE	文部省	メリダ州	養殖	無	○
			家畜飼育	有	○
		スクレ州	野菜	無	△
			農業土木	有	△
		コヘデス州	野菜	無	△
			家畜飼育	無	△
FUNCAMET (NGO)	企画・開発省／文部省	ララ州	家政	有	○
			陶磁器	無	○
			SE	有	×
Fe y Alegria (NGO)	企画・開発省／文部省	メリダ州	青少年活動	有	○
ANGOSTURA (NGO)	企画・開発省／文部省	ボリーバル州	野菜	有	△
			SE	有	×
アントニオ・マリオ・ピネダ中央病院	厚生省	ララ州	看護婦	有	○
			看護婦	無	○
			看護婦	無	○
ロス・アンデス大学付属病院		メリダ州	薬剤師	有	×
			診療放射線技師	無	×
メリダ州水資源公社		メリダ州	上下水道設計	無	×

備考

×のSEについては活動内容からみて、隊員派遣の必要性が低い。

薬剤師、診療放射線技師について隊員派遣の必要性が低い。

上下水道設計についてはメリダ州水資源公社の資金が枯渇しており、かつ設計部門がない。

△については、今後の補足調査後検討。

5　生活環境等調査結果

5－1　事務所物件

	住所	価格	備考
候補物件1	Torre la Castellana,Piso 1,Plaza La Castellana,Caracas	5,120$/月	面積160㎡ (32ドル/㎡)
候補物件2	Torre la Castellana,Piso 5,Plaza La Castellana,Caracas	6,400$/月	面積200㎡ (32ドル/㎡)
候補物件3	Plaza La Castellana ,Edificio IASA, Piso 1, Caracas	1,960$/月	面積110㎡ (16ドル/㎡)

＊いずれの物件も日本大使館から徒歩５分以内、また、地下鉄の駅（アルタミラ）からも徒歩５分以内である。治安上の問題もないと思われる。

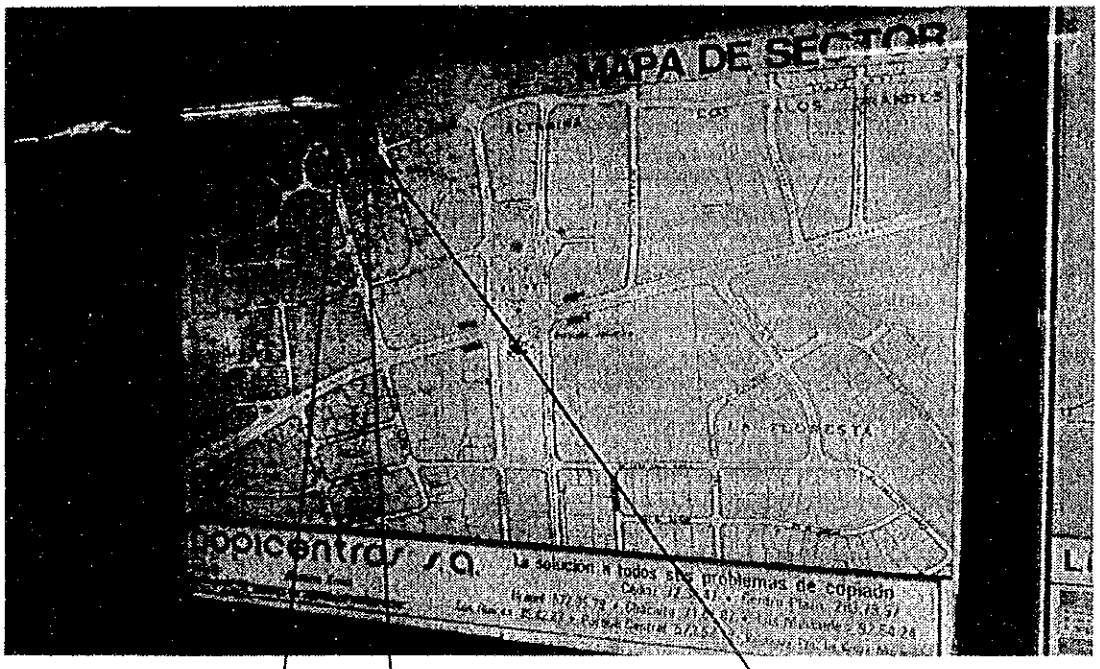

在ヴェネズエラ
日本大使館

物件　1、2

物件　3

5－2　物価状況

		地方（$）	首都（$）	パナマの価格（$）
食費	米／kg	0.6	0.7	0.6
	砂糖／kg	0.5	0.7	0.6
	塩／kg	0.3	0.4	0.90
	キャベツ／kg	0.2	0.9	0.5
	にんじん／kg	0.5	1.2	0.9
	レタス／kg	0.8	3.4	2.0
	ジャガイモ／kg	0.9	1.4	1.0
	キャッサバ／kg	0.5	1.2	1.3
	タマネギ／kg	1.1	1.5	0.9
	ブロッコリー／kg	2.2	4.3	2.00
	ピーマン／kg	1.3	2.6	1.1
	キュウリ／kg	0.4	0.8	0.5
	リンゴ／kg	1.0	1.6	1.8
	レモン／kg	0.5	0.7	0.8
	トマト／kg	1.3	1.7	2.0
	水／1．5L	0.6	0.7	0.9
	コーラ／2L	1.0	1.0	1.25
	ツナ缶	0.6	0.8	0.8
	サルディナ	0.4	0.4	0.7
	食パン（2斤）	1.1	1.8	0.8
	油／1L	1.3	1.4	1.7
	牛乳	1.3	1.2	0.8
	牛肉／kg	5.1	8.1	4.7
	豚肉／kg	5.7	12.2	4.5
	鶏肉／kg	4.9	8.1	2.0
嗜好品	ビール（350ml）	0.4	0.4	0.45
	たばこ	0.6	0.7	1.25
生活品	シャンプー	2.0	2.2	2.28
	石鹸	0.8	1.0	0.5
	歯磨き粉	1.1	1.2	1.7
	トイレットペーパー（4巻）	1.5	1.9	0.85
交通	タクシー（初乗り）		3.00	1.0
	バス（最小区間）		0.25	0.35

5－3　治安状況

「ヴェ」国は中南米諸国の中でも治安が悪い国の一つと言われている。近年の経済的困難による貧困のための凶悪犯罪が増加（週末にはカラカスのみで殺人事件が２０?３０件発生)。特にピストルや銃による強盗、ひったくりが多発している。しかし、これらの犯罪はカラカスでも特定の地域、時間に発生している。地域的には、山の斜面に広がるランチョと呼ばれるスラム街、及びその周辺、時間的には夜間に集中して犯罪は発生している。そのため、それらの点に十分に注意し、安全情報を収集して安全対策を怠らなければこれら犯罪に巻き込まれる心配は少ないものと思料する。また、地方都市はコロンビアとの国境付近、東部国境付近を除けば安全であるとされている。

首都圏における犯罪例

犯罪の種類	特徴	事例
窃盗	夜間に、刃物・銃器を使って行われる。	邦人がホテルに宿泊中、深夜にドアをノックされ応対したところ、銃器で脅かされる。大声を出したところ相手は退散した。
強盗	夜間に多く発生中。	邦人が夜間車で移動中に強盗に遭い車ごと強奪される。

5－4　医療事情

首都圏に滞在する限り特に注意する必要はない。また、首都圏以外の地域でも一部の熱帯地域でマラリアの発生が聞かれる程度である。勿論、アマゾン周辺のジャングル地帯ではマラリア、デング等の病気に注意を要する。

主要疾患及び予防方法

病名	発生地域	対応策
マラリア	南部河川流域	首都・地方都市の病院に救急医療施設あり。

現地の医療サービス

病院名	所在地	スタッフ数	施設
EL AVILA　クリニック	カラカス市内	医師　230名	
LOS ANDES 病院	メリダ州メリダ	医師500人	ベッド数550
ANTONIO MARIO PINEDA 病院	ララ州バルキシメト	医師359名、看護婦610名	ベッド数527

5－5　通信事情

5－5－1　設置型電話

設置型電話は一般に広く普及しており、接続状況にも問題はない。

5－5－2　携帯電話

携帯電話も広く普及しており、接続状況も首都圏、地方の都市部においては全く問題はない。勿論、山岳部等の地理的条件によって多少接続の悪い地域はある。

5－5－3　インターネット

インターネットのプロバイダーは、CANTV（電話会社）、TELCEL（携帯電話会社）、ATT-GLOBAL（IBM系）等、多数存在する。契約料もそれぞれであるが、例えばATT-GLOBALの場合一ヶ月６時間の契約で約１８ドルである。接続状況の問題は殆どない。また、首都は勿論のこと、地方都市においてもインターネットカフェは数多くあり使用料金は飲食代を除き１時間につき２～３ドルである。

5－5－4　インマルサット

インマルサットの接続状況については、今回具体的な調査は実施しなかったが、過去に専門家が購入・試用していたことがある。接続状況に関しては問題はないと思われる。

5－6　現地語学訓練

数多くの語学学校が存在し、選択が可能であり、プロポーザル方式により当方の需要を伝え決定することが可能である。一例を以下に続ける。

CENTRO VENEZOLANO AMERICANO

カラカス市内にある語学学校で、地下鉄CHACAITO駅から徒歩十分の場所にある。カラカス在留邦人に最もよく知られた学校である。同校には企業向けコースがある。仮に５人を対象として同校の講師を派遣する場合、１回の授業（1，5時間）に必要な授業料は23.600ボリーバル（約3.900円）である。講師派遣ではなく、同校センターで授業を受けることも可能である。ただし、同校によるホームスティに関する相談は受け付けていない。

連絡先：0212-5636730（企業向けコース担当、Yoranda Rodriguez）

ホームページ：www.cva.org.ve

BERLITZヴェネズエラ校

カラカスにおいて比較的知られた語学学校であり、場所は地下鉄Parque del Este駅より歩いて５分のところにある。スペイン語コースについては初級及び中級があり上級コースは存在しない。同校のグループレッスンに必要な費用は下表のとおりである（１レッスン40分）。なお、この授業料は２～12人のグループレッスンであり、その間の人数であれば費用は変わらない。同校の通常のグループレッスン以外には個別集中コースがある。これは、毎日（月曜から金曜まで）9：00～18：00まで行われ（１日あたり40分×12レッスン）、各週に１レベルごと完了していくものである。従って４週間でこれを行えば初級の４レベル全てが完了することになる。費用は一人でこれを受講する場合は1.440.000ボリーバル（約２４万円）である。

BERLITZヴェネズエラ校の授業料

コース	同校での授業料	講師派遣の場合の授業料
16レッスン（週２回）	416,000BS（約69千円）	464,000BS（約77千円）
24レッスン（週３回）	624,000BS（約104千円）	696,000BS（約116千円）
32レッスン（週４回）	832,000BS（約139千円）	928,000BS（約155千円）
40レッスン（週５回）	1,040,000BS（約173千円）	1,160,000BS（約193千円）

＊BS＝ボリーバル

連絡先：0212-2841764

VENUZAメリダ校

同校は北米と南米の交流を目的として、1988年に設立された私立学校であり、本部は米国にある。従って登録手続はホームページを経由して米国に申請することになる。同校ではホームスティのアレンジが可能である。授業は、個人レッスンもあり１週間に20時間の授業が行われる。その内容も受講者のレベルに合わせて新聞を読んだり、市場や博物館を訪問したりと様々である。授業は12月15日～1月３日の冬季休暇期間を除き、どの週からでも開始可能である。

ホームページ：www.nrcsa.com/nh_df/8816/8816index.hotml

CELA　Spanish　School　マルガリータ島Pampatar校

同校のスペイン語コースは５つのレベルがあり、１週間あたり25レッスン（１レッスン45分）である。授業は毎日（月曜から金曜まで）9：00～13：15まで行われる。授業は小グループ制で１グループ最大５人までとされている。同校はホームスティのアレンジも可能である。（朝食、夕食込み）それらを含んだ授業料は次ページの表のとおりである。

ホームページ：http://compucen.com

CELA　Sapanish　School　マルガリータ島Pampatar校の授業料

期間	アコモデーション付き	授業のみ
１週間	360米ドル	210米ドル
２週間	715米ドル	400米ドル
３週間	1,060米ドル	580米ドル
４週間	1,320米ドル	750米ドル
３ヶ月間	3,500米ドル	2,000米ドル

＊前述の米国の語学学校のホームページによれば、その他のヴェネズエラにおける語学学校は以下の通りである。

学校名	連絡先
Academia de Idiomas Berlitz—Las Mercedes	58-212-752-7265
Centro Venezolano Americano—Caracas	58-212-993-7911
Centro Venezolano Americano—Merida	58-74-63-1362
Centro Venezolano Americano—Zulia	58-61-91-1880
Centro Venezolano de Espanol—Caracas	58-212-793-2434
Instituto Cultural Humbolt de Ciudad Guayana	58-86-22-1111
Instituto Latinoamericano de Idiomas—Merida	58-74-44-5463
La Casa Creativa—Caracas	58-212-986-1040
Study Abroad in Venezuela—Maracay	1-954-4322355
Universidad Bicentenar de Aragua	58-43-544-1210
Universidad Catolica Andres Bello—Caracas	58-212-442-9511
Universidad Catolica del Tachira	58-76-43-0510
Olimpia Tour and Travel Group	58-212-781-8191
Nucleos de Estudios Linguisticos y Sociales	58-212-92-4183
Universidad Cecillo Acosta—Maracaibo	58-61-8-9165
Universidad Central de Venezuela	58-212-662-9675
Universidad Centro Occidental—Barquisimeto	58-51-51-2075
Universidad de Carabobo—Valencia	58-41-21-4183
Universidad del Zulia	58-621-51-7697
Universidad Fermin Toro—Barquisimeto	58-51-51-1272
Universidad Jose Maria Vargas—Edo.Miranda	58-212-284-0467
Universidad Metropolitana	58-212-241-4833
Universidad Mororiiental Gran Mariscal de Ayachucho—Barcelona	58-81-77-1433
Universidad Nueva Esparta—Caracas	58-212-985-2936
Universidad Santa Maria	58-212-483-5512

交换公文

El Ministro de Relaciones Exteriores
de la República de Venezuela

Caracas, 5 de octubre de 2000

Excelencia:

Tengo el honor de acusar recibo de la atenta Nota de Su Excelencia de fecha de hoy, que reza lo siguiente:

"Excelencia,

Tengo el honor de referirme a las recientes conversaciones sostenidas entre representantes del Gobierno del Japón y del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela en lo que concierne al envío de voluntarios a la República Bolivariana de Venezuela bajo el Programa de Voluntarios Japoneses para la Cooperación en Ultramar, el cual en adelante se le denominará 'el Programa', con el objeto de promover la cooperación técnica entre los dos países, tomando en cuenta las buenas relaciones de cooperación técnica que se están desarrollando entre los dos gobiernos basándose en el 'Acuerdo sobre Cooperación Técnica entre el Gobierno del Japón y el Gobierno de la República de Venezuela' suscrito el 6 de abril de 1988, y confirmar en nombre del Gobierno del Japón el siguiente entendimiento a que se llegó:

1. A solicitud del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias, de conformidad con las leyes y reglamentos vigentes en Japón, para enviar a los Voluntarios a la República Bolivariana de Venezuela con el objeto de contribuir al desarrollo económico y social del país, de acuerdo con los programas que se convengan separadamente entre las instituciones correspondientes de los dos Gobiernos.

Al Excelentísimo Señor
Masaaki Kuniyasu
Embajador Extraordinario y Plenipotenciario
del Japón
Caracas.-

2. El Gobierno del Japón, sujeto a las asignaciones presupuestarias, tomará medidas necesarias para asumir los costos de viaje internacional entre Japón y la República Bolivariana de Venezuela y los gastos locales de subsistencia en la República Bolivariana de Venezuela de los Voluntarios, y para suministrar los equipos, maquinarias, vehículos automóviles, materiales y medicamentos que sean necesarios para el desempeño de sus funciones.

3. El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela designa al Ministerio de Planificación y Desarrollo como órgano interno de ejecución y coordinación de las materias relacionadas al presente acuerdo.

4. El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, a través de las instituciones correspondientes, otorgará a los Voluntarios los siguientes privilegios, exenciones y beneficios:

(1) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de los equipos, maquinarias, vehículos automóviles, materiales y medicamentos mencionados en el punto 2;

(2) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de los efectos personales y enseres domésticos de los Voluntarios, con excepción de los que se originen por concepto de almacenamiento, transporte y servicios similares;

(3) Exención de impuestos sobre la renta y cualquier otra clase de cargas en relación a las remuneraciones o asignaciones que se remitan desde el exterior para los Voluntarios, tales como los gastos locales de subsistencia mencionados en el punto 2;

(4) Atención médica gratuita durante el período de su misión en la República Bolivariana de Venezuela;

(5) Vivienda amoblada gratuita en los lugares en los que vayan a llevar a cabo sus funciones, que les serán asignadas por el Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela;

(6) Permiso para que los Voluntarios instalen y utilicen aparatos de radio-comunicación, que sean necesarios para el desempeño de sus funciones; y

(7) Emisión de Carnets de Identificación del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela a los Voluntarios, para facilitar el desempeño de sus funciones.

5. (1) El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela aceptará un Representante y Coordinadores, quienes desempeñarán las funciones que les asigne la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (JICA), órgano ejecutor de la cooperación técnica del Gobierno del Japón, en relación al Programa en la República Bolivariana de Venezuela.

(2) El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela otorgará al Representante y los Coordinadores los siguientes privilegios, exenciones y beneficios:

(i) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de los equipos, maquinarias, vehículos automóviles, materiales y medicamentos que sean necesarios para el desempeño de sus funciones;

(ii) Autorización para abrir una oficina para el desempeño de sus funciones;

(iii) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de sus efectos personales y enseres domésticos, con excepción de los que se originen por concepto de almacenamiento, transporte y servicios similares;

(iv) Exención de impuestos sobre la renta y cualquier otra clase de carga en relación a las remuneraciones o asignaciones que se remitan desde el exterior para el Representante y los Coordinadores del Programa;

(v) Importación desde el exterior o adquisición en los almacenes de depósito de aduana en la República Bolivariana de Venezuela, libre de derechos e impuestos, de un vehículo automóvil para el Representante y cada uno de los Coordinadores;

(vi) Permiso para que el Representante y los Coordinadores instalen y utilicen aparatos de radio-comunicación, que sean necesarios para el desempeño de sus funciones; y

(vii) Emisión de Carnets de Identificación del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela al Representante y a los Coordinadores, para facilitar el desempeño de sus funciones.

6. El Gobierno del Japón envía a los voluntarios, según las necesidades del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, en las áreas de agricultura, silvicultura y pesca; manufacturas; mantenimiento y operación; ingeniería civil y arquitectura; salud y bienestar; servicios de educación e información; deportes y en aquellas áreas que se convengan entre los dos Gobiernos ocasionalmente.

7. El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela se hará responsable de las reclamaciones, si se presenta alguna, contra los Voluntarios, que pudieran resultar del ejercicio de sus funciones oficiales en Venezuela, durante el mismo o en relación con actos u omisiones cometidos durante dicho ejercicio, salvo en caso de que los dos Gobiernos se pongan de acuerdo en que tales reclamaciones se originen por negligencia grave o mala conducta intencional por parte de los Voluntarios.

8. Los dos Gobiernos se consultarán, cuando se estime conveniente, para la exitosa ejecución del Programa en la República Bolivariana de Venezuela.

9. El entendimiento arriba mencionado podrá enmendarse por un intercambio de notas entre los dos Gobiernos, y darse por terminado mediante la notificación por escrito de tal intención, con seis meses de anticipación, por cualquiera de los dos Gobiernos al otro.

Además, tengo el honor de proponer que esta nota y la nota de respuesta de Su Excelencia en nombre del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, que confirme el entendimiento arriba mencionado, sean consideradas como las que constituyen un acuerdo entre los dos Gobiernos, el cual entrará en vigor en la fecha de la respuesta de Su Excelencia.

Aprovecho la oportunidad para renovar a Su Excelencia las seguridades de mi más alta y distinguida consideración."

Además, tengo el honor de confirmar, en nombre del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, el entendimiento antes transcrito y acordar que su atenta nota y la presente sean consideradas como las que constituyen un acuerdo entre los dos Gobiernos, el cual entrará en vigor en la fecha de la presente nota.

Aprovecho la oportunidad para renovar a Su Excelencia las seguridades de mi más alta y distinguida consideración.

José Vicente Rangel Vale
Ministro de Relaciones Exteriores

EMBAJADA DEL JAPON
EN VENEZUELA

Caracas, 5 de octubre de 2000

Excelencia,

Tengo el honor de referirme a las recientes conversaciones sostenidas entre representantes del Gobierno del Japón y del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela en lo que concierne al envío de voluntarios a la República Bolivariana de Venezuela bajo el Programa de Voluntarios Japoneses para la Cooperación en Ultramar, el cual en adelante se le denominará "el Programa", con el objeto de promover la cooperación técnica entre los dos países, tomando en cuenta las buenas relaciones de cooperación técnica que se están desarrollando entre los dos gobiernos basándose en el " Acuerdo sobre Cooperación Técnica entre el Gobierno del Japón y el Gobierno de la República de Venezuela " suscrito el 6 de abril de 1988, y confirmar en nombre del Gobierno del Japón el siguiente entendimiento a que se llegó:

1. A solicitud del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias, de conformidad con las leyes y reglamentos vigentes en Japón, para enviar a los Voluntarios a la República Bolivariana de Venezuela con el objeto de contribuir al desarrollo económico y social del país, de acuerdo con los programas que se convendrán separadamente entre las instituciones correspondientes de los dos Gobiernos.

2. El Gobierno del Japón, sujeto a las asignaciones presupuestarias, tomará medidas necesarias para asumir los costos de viaje internacional entre Japón y la República Bolivariana de Venezuela y los gastos locales de subsistencia en la República Bolivariana de Venezuela de los Voluntarios, y para suministrar los equipos, maquinarias, vehículos automóviles, materiales y medicamentos que sean necesarios para el desempeño de sus funciones.

Al Excelentísimo Señor
José Vicente Rangel
Ministro de Relaciones Exteriores de
la República Bolivariana de Venezuela
Presente

3. El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela designa al Ministerio de Planificación y Desarrollo como órgano interno de ejecución y coordinación de las materias relacionadas al presente acuerdo.

4. El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, a través de las instituciones correspondientes, otorgará a los Voluntarios los siguientes privilegios, exenciones y beneficios:

(1) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de los equipos, maquinarias, vehículos automóviles, materiales y medicamentos mencionados en el punto 2;

(2) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de los efectos personales y enseres domésticos de los Voluntarios, con excepción de los que se originen por concepto de almacenamiento, transporte y servicios similares;

(3) Exención de impuestos sobre la renta y cualquier otra clase de cargas en relación a las remuneraciones o asignaciones que se remitan desde el exterior para los Voluntarios, tales como los gastos locales de subsistencia mencionados en el punto 2;

(4) Atención médica gratuita durante el período de su misión en la República Bolivariana de Venezuela;

(5) Vivienda amoblada gratuita en los lugares en los que vayan a llevar a cabo sus funciones, que les serán asignadas por el Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela;

(6) Permiso para que los Voluntarios instalen y utilicen aparatos de radio-comunicación, que sean necesarios para el desempeño de sus funciones; y

(7) Emisión de Carnets de Identificación del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela a los Voluntarios, para facilitar el desempeño de sus funciones.

5. (1) El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela aceptará un Representante y Coordinadores, quienes desempeñarán las funciones que les asigne la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (JICA), órgano ejecutor de la cooperación técnica del Gobierno del Japón, en relación al Programa en la República Bolivariana de Venezuela.

(2) El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela otorgará al Representante y a los Coordinadores los siguientes privilegios, exenciones y beneficios:

(i) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de los equipos, maquinarias, vehículos automóviles, materiales y medicamentos que sean necesarios para el desempeño de sus funciones;

(ii) Autorización para abrir una oficina para el desempeño de sus funciones;

(iii) Exención de derechos aduaneros, impuestos y cualquier otra clase de cargas en relación a la importación de sus efectos personales y enseres domésticos, con excepción de los que se originen por concepto de almacenamiento, transporte y servicios similares;

(iv) Exención de impuestos sobre la renta y cualquier otra clase de carga en relación a las remuneraciones o asignaciones que se remitan desde el exterior para el Representante y los Coordinadores del Programa;

(v) Importación desde el exterior o adquisición en los almacenes de depósito de aduana en la República Bolivariana de Venezuela, libre de derechos e impuestos, de un vehículo automóvil para el Representante y cada uno de los Coordinadores;

(vi) Permiso para que el Representante y los Coordinadores instalen y utilicen aparatos de radio-comunicación, que sean necesarios para el desempeño de sus funciones; y

(vii) Emisión de Carnets de Identificación del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela al Representante y a los Coordinadores, para facilitar el desempeño de sus funciones.

6. El Gobierno del Japón envía a los Voluntarios, según las necesidades del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, en las áreas de agricultura, silvicultura y pesca; manufacturas; mantenimiento y operación; ingeniería civil y arquitectura; salud y bienestar; servicios de educación e información; deportes y en aquellas áreas que se convengan entre los dos Gobiernos ocasionalmente.

7. El Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela se hará responsable de las reclamaciones, si se presenta alguna, contra los Voluntarios, que pudieran resultar del ejercicio de sus funciones oficiales en Venezuela, durante el mismo o en relación con actos u omisiones cometidos durante dicho ejercicio, salvo en caso de que los dos Gobiernos se pongan de acuerdo en que tales reclamaciones se originen por negligencia grave o mala conducta intencional por parte de los Voluntarios.

8. Los dos Gobiernos se consultarán, cuando se estime conveniente, para la exitosa ejecución del Programa en la República Bolivariana de Venezuela.

9. El entendimiento arriba mencionado podrá enmendarse por un intercambio de notas entre los dos Gobiernos y darse por terminado mediante la notificación por escrito de tal intención, con seis meses de anticipación, por cualquiera de los dos Gobiernos al otro.

Además, tengo el honor de proponer que esta nota y la nota de respuesta de Su Excelencia en nombre del Gobierno de la República Bolivariana de Venezuela, que confirme el entendimiento arriba mencionado, sean consideradas como las que constituyen un acuerdo entre los dos Gobiernos, el cual entrará en vigor en la fecha de la respuesta de Su Excelencia.

Aprovecho la oportunidad para renovar a Su Excelencia las seguridades de mi más alta y distinguida consideración.

Masaaki Kuniyasu
Embajador del Japón
en Venezuela